

# “社会を明るくする運動”の誕生と変遷



社会を明るくする運動  
シンボルマーク

ふれあいと対話が築く 明るい社会 「社会を明るくする運動」統一標語

## A. “社会を明るくする運動”の誕生

### (1) 犯罪者予防更生法実施記念銀座フェア（通称「銀座フェア」）

昭和24年(1949年)7月1日に犯罪者予防更生法施行記念として、7/13から1週間にわたり「犯罪者予防更生法実施記念銀座フェア」を開催。同法に共鳴した銀座商店会連合会の有志(飲食業者の約600軒・約2,000人)が街頭にて「不幸な子ども達を救いましょう」を掲げ運動する。

この銀座フェアが刺激となり、昭和25年に「矯正保護キャンペーン(犯罪者予防更生運動)」が実施され、昭和26年(1951年)7月、第1回・“社会を明るくする運動”が開催。

### (2) “社会を明るくする運動”の命名

昭和26年5月、「更生保護」編集委員会の席上で、「矯正保護キャンペーン」ではアピール性に乏しいとの指摘から、明るくて分かりやすい名称として“社会を明るくする運動”が採用。

## B. “社会を明るくする運動”の変遷

### (1) 第1回・“社会を明るくする運動”

昭和26年7月1日から20日まで。前半の10日間は中央実施行事、後半の10日間は地方実施行事。更生保護に関する壁新聞やリーフレットの配布、講演会や市民の集い等を開催。社会の注目を集めた画期的な運動としてスタートする。

### (2) “社会を明るくする運動”の流れ

#### ①第一期（S26～S36年頃・1951～1961年頃）－更生保護制度の普及に重点を置いた活動の展開－

↓  
更生保護機関の役割等について広く地域住民に周知し、理解と協力を求めることに重点を置く展開。壁新聞やリーフレットの配布、座談会や講演会、街頭パレード等を実施。

#### ②第二期（～S43年頃・～1968年頃）－国民運動としての展開－

↓  
S37年に実施要項が全面改正。国民運動として位置付け、すべての国民がそれぞれの立場で力を合わせ、積極的に犯罪予防に取り組むことを強調。青少年の非行防止にも重点を置く。  
↓  
中学生による座談会や関係機関・団体からなる青少年健全育成協議会等が結成される。

#### ③第三期（～S54年頃・～1979年頃）－地域住民の再組織化に向けた活動の展開－

↓  
地域連帯感の喪失が社会問題となりはじめた時期で、地域社会の再組織化を図るため、地域活動の促進に重点。実践的な取り組みとして、公開ケースやミニ集会等が新たな手法として導入。

#### ④第四期（～平成元年年頃・～1989年頃）－地域住民参加型の実践的活動の展開－

↓  
少年非行の第三のピークを迎え、地域住民の非行防止に関心が高まる。  
公開ケース研究会やミニ集会、映画フォーラム等の地域住民参加型の実践的犯罪予防活動の躍進期。

#### ⑤第五期（～H10年頃・～1998年頃）－再び広報宣伝に重点を置いた活動の展開－

↓  
阪神淡路大震災の影響もあり、ボランティアや社会貢献が世間の注目を集め、更生保護もその存在が高まり、活動としては再び広報宣伝色の濃い活動が増加。

#### ⑥第六期（H11年以降～・1999年以降～）－関係機関等との連携強化による幅広い活動の展開－

↓  
平成11年に保護司法が改正され、地方自治体や関係機関・団体との連携強化、地域づくりや青少年育成等の幅広い活動を展開中。保護司会のみならず更生保護女性会やBBS会等の更生保護関係団体に対する期待が一層高まりつつある。

犯罪被害者等基本法の施行(平成17年4月1日)により、今後の活動も修正されるだろう。

法務省の展開はURL<http://www.moj.go.jp/HOGO/hogo06.html> 及び

東条町の活動は<http://www.hm.h555.net/~ryf/>（メニュー「社会を明るくする運動」）にアクセスすれば、過去の内容も見られます。